

議 案 参 考 資 料

令和8年6月 定例会

(目 次)

○大村市収入印紙等購買基金の概要（第47号議案関係）	(1)
○大村市消防団員等公務災害補償条例（新旧対照表）（第48号議案関係）	(2)
○大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例の改正概要（第49号議案関係）	(3)
○大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例（昭和49年大村市条例第25号）（新旧対照表）（第1条関係）（第49号議案関係）	(4)
○大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例（昭和51年大村市条例第24号）（新旧対照表）（第2条関係）（第49号議案関係）	(5)
○大村市税条例の改正概要（第50号議案関係）	(6)
○大村市税条例（新旧対照表）（第50号議案関係）	(8)
○大村市印鑑登録及び証明に関する条例の改正概要（第51号議案関係）	(17)
○大村市印鑑登録及び証明に関する条例（新旧対照表）（第51号議案関係）	(18)
○大村市後期高齢者医療に関する条例（新旧対照表）（第52号議案関係）	(20)
○大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正概要（第53号議案関係）	(21)
○大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第1条関係）（第53号議案関係）	(22)
○大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第2条関係）（第53号議案関係）	(30)
○大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年大村市条例第13号）（新旧対照表）（第3条関係）（第53号議案関係）	(46)
○諏訪駅前駐輪場位置図（第54号議案関係）	(47)
○大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例（新旧対照表）（第54号議案関係）	(48)
○郡中学校位置図（第55号議案関係）	(49)

○郡中学校配置図（第55号議案関係）	（50）
○郡中学校平面図（第55号議案関係）	（51）
○物品等入札状況調書（郡中学校増築校舎賃貸借）（第55号議案関係）	（52）
○大村市税条例及び大村市都市計画税条例の改正概要（第56号議案関係）	（53）
○大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）（第56号議案関係）	（54）
○大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第2条関係）（第56号議案関係）	（82）
○大村市国民健康保険条例の改正概要（第57号議案関係）	（86）
○大村市国民健康保険条例（新旧対照表）（第57号議案関係）	（88）
○工事請負契約の変更について（報告第6号関係）	（102）

大村市収入印紙等購買基金の概要（第47号議案関係）

1 設置の理由

収入印紙の売りさばき所である市役所売店が令和7年10月31日をもって撤退したことに伴い、市民の利便性を考慮し、本市が日本郵便株式会社からの委託を受け、収入印紙等を販売する。収入印紙等の売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うことができるよう基金を設置するものである。

2 条例の内容

基金の額及び管理、運用益金の処理、収入印紙等の購入計画等について定める。

3 条例の施行期日

公布の日

大村市消防団員等公務災害補償条例（新旧対照表）

<p>改正後</p> <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行うものに対して、葬祭補償として、330,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>改正前</p> <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行うものに対して、葬祭補償として、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>
--	--

大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例の改正概要（第49号議案関係）

1 改正の理由

昭和37年11月30日以前に退職した職員又はその遺族に支給する年金（普通退隠料及び扶助料）の額については、恩給法の規定による恩給の額に準じて条例で規定している。恩給の改定率を定める政令が改正されたことに伴い、次のとおり条例の改正を行うものである。

2 改正の内容

普通退隠料の受給資格を有する職員が昭和37年11月30日以前に死亡した場合に、その遺族に対して支給する扶助料の最低保障額及び寡婦加算額を、以下のとおり引き上げる。

区分	改正前	改正後	差額
最低保障額（年額）	829,200円	845,100円	15,900円
寡婦加算額（年額）	159,000円	162,000円	3,000円

3 施行期日

公布の日（令和8年4月1日から適用）

改正後	改正前																								
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(長期在職者等の退隠料年額についての特例)</p> <p>6 普通退隠料又は扶助手料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するもの令和8年4月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">普通退隠料又は扶助手料</th> <th style="text-align: center;">普通退隠料又は扶助手料の算定の基礎となる通算在職年の年数</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">扶助手料</td> <td style="text-align: center;">在職15年以上</td> <td style="text-align: center;">845,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>7～11 略</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p>	普通退隠料又は扶助手料	普通退隠料又は扶助手料の算定の基礎となる通算在職年の年数	金額	略	略	略	扶助手料	在職15年以上	845,100円	略	略	略	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(長期在職者等の退隠料年額についての特例)</p> <p>6 普通退隠料又は扶助手料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するもの令和7年4月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">普通退隠料又は扶助手料</th> <th style="text-align: center;">普通退隠料又は扶助手料の算定の基礎となる通算在職年の年数</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">扶助手料</td> <td style="text-align: center;">在職15年以上</td> <td style="text-align: center;">829,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>7～11 略</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p>	普通退隠料又は扶助手料	普通退隠料又は扶助手料の算定の基礎となる通算在職年の年数	金額	略	略	略	扶助手料	在職15年以上	829,200円	略	略	略
普通退隠料又は扶助手料	普通退隠料又は扶助手料の算定の基礎となる通算在職年の年数	金額																							
略	略	略																							
扶助手料	在職15年以上	845,100円																							
略	略	略																							
普通退隠料又は扶助手料	普通退隠料又は扶助手料の算定の基礎となる通算在職年の年数	金額																							
略	略	略																							
扶助手料	在職15年以上	829,200円																							
略	略	略																							

大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例（昭和51年大村市条例第24号）（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(扶助料の年額に係る加算の特例)</p> <p>3 退隠料条例第25条第1項第1号又は第3号に規定する扶助料を受ける者が妻であって、その妻が60歳以上である場合には、その年額に、162,000円を加えるものとする。</p> <p>3の2～7 略</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> <p>略</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(扶助料の年額に係る加算の特例)</p> <p>3 退隠料条例第25条第1項第1号又は第3号に規定する扶助料を受ける者が妻であって、その妻が60歳以上である場合には、その年額に、159,000円を加えるものとする。</p> <p>3の2～7 略</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> <p>略</p>

大村市税条例の改正概要（第50号議案関係）

1 公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務の範囲の見直し

（第28条の3の3関係）（施行期日：令和9年1月1日）

所得税の基礎控除額の引上げにより、所得税において源泉徴収を要しないこととなる公的年金等受給者のうち一定の要件に該当するものについて、市として配偶者や扶養親族等の情報を把握することができるよう、個人市民税において扶養親族等申告書の提出を新たに義務付ける。

2 固定資産税の免税点の見直し

（第41条関係）（施行期日：令和9年4月1日）

固定資産税の免税点を以下のとおり見直す。

改正前		改正後	
土地	30万円	土地	30万円
家屋	20万円	家屋	30万円（+10万円）
償却資産	150万円	償却資産	180万円（+30万円）

3 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限の延長

（附則第13項の6関係）（施行期日：令和9年1月1日）

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合における個人市民税の医療費控除の特例（※）の適用期限を以下のとおり延長する。

改正前	改正後
平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人市民税	平成30年度以後の各年度分の個人市民税

※ 健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除（医療費控除の特例）を受けることができるもの

4 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

（附則第13項の10関係）（施行期日：令和9年1月1日）

個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を以下のとおり延長する。

改正前	改正後
平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人市民税 （居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）	平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人市民税 （居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）

5 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し

(附則第 2 1 項の 4 関係) (施行期日：令和 1 0 年 1 月 1 日)

優良住宅地の造成等のために譲渡した土地等がその譲渡をした時において次に掲げる区域内にある場合は、当該土地等の譲渡について長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例の対象から除外するよう見直す。

- (1) 地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域
- (4) 特定都市河川浸水被害対策法第 5 6 条第 1 項の浸水被害防止区域

6 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税の特例の新設

(附則第 3 5 項の 7 及び附則第 3 5 項の 8 関係) (施行期日：金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日施行)

金融商品取引業者又は暗号資産取引業者に対して金融商品取引業者登録簿に登録されている特定暗号資産の譲渡等をした場合には、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の 3 % に相当する金額に相当する個人市民税の所得割を課する旨等を規定する。

7 その他の改正

所要の条文整理を行う。

大村市税条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除) 第26条の6 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の3の2第1項第3号並びに第28条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものを除く。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑</p>	<p>(寄附金税額控除) 第26条の6 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の3の2第1項第3号及び第28条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑</p>

改正後	改正前
<p>る純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第17条第2項及び第17条第2項に規定するもの(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第31条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)の氏名</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準</p>	<p>損失の金額の控除若しくは第26条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第17条第2項に規定するもの(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第31条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準</p>

改正後	改正前
<p>用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第35条の8第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第28条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書の提出を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</p> <p>(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第35条に規定する退職手当に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第35条の8第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第35条に規定する退職手当に係る所得を有する者（以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>って退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p>	<p>ればならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p>
<p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(5) その他施行規則で定める事項</p>	<p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者の年長官の承認を受けている場合に限る。施行規則で</p>
<p>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者の年長官の承認を受けている場合に限る。施行規則で定めるところ</p>	<p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者の年長官の承認を受けている場合に限る。施行規則で</p>

改正後	改正前
<p>により、第1項又は法第317条の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受取られたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受取られた日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第41条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額は、又は家屋にあつては300,000円、償却資産にあつては1,800,000円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>1～13の5 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>13の6 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第26条の規定による控除については、その者の選択により、同条中</p>	<p>定めるところにより、前項又は法第317条の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の3において準用する令第8条の2の規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受取られたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受取られた日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第41条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額は、又は家屋にあつては300,000円、償却資産にあつては200,000円、償却資産にあつては1,500,000円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>1～13の5 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>13の6 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第26条の規定による控除については、その者の選択により、</p>

改正後	改正前
<p>「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>13の7から13の9まで 削除 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>13の10 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>13の11 略 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>13の12 第26条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第19項、附則第22項、附則第28項、附則第31項、附則第35項、附則第35項の5、附則第35項の7又は附則第36項の12の規定の適用を受けるときは、第26条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>より、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>13の7から13の9まで 削除 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>13の10 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>13の11 略 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>13の12 第26条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第19項、附則第22項、附則第28項、附則第31項、附則第35項、附則第35項の5又は附則第36項の12の規定の適用を受けるときは、第26条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>13の13～13の16 略</p> <p>13の17 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について附則第13項の15の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第26条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>13の18～21 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>21の2 略</p> <p>21の3 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける附則第19項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>21の3の2 略</p> <p>21の4 附則第21項の2（附則第21項の3において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる</p>	<p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>13の13～13の16 略</p> <p>13の17 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について附則第13項の15の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第26条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>13の18～21 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>21の2 略</p> <p>21の3 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける附則第19項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>21の3の2 略</p> <p>21の4 削除</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、附則第21項の2又は附則第21項の3に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>21の5～35の6 略</p> <p>（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>35の7 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第26条第1項及び第2項並びに第26条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第26条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>35の8 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>21の5～35の6 略</p>

改正後	改正前
<p>(1) 第26条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第35項の7に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35項の7の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第35項の7の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35項の7の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第35項の7に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第35項の7に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第12項及び附則第13項の規定の適用については、附則第12項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第35項の7に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、附則第13項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第35項の7の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	<p>36から36の8まで～43 略</p>

大村市印鑑登録及び証明に関する条例の改正概要（第51号議案関係）

1 改正の理由及び内容

出入国管理及び難民認定法等の改正により、在留カード（※1）又は特別永住者証明書（※2）と個人番号カードの機能を一体化させた特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用が開始されることから、印鑑登録証明書の交付の手続について、現行の個人番号カードを使用する申請方法に加え、新たに特定在留カード及び特定特別永住者証明書を使用する申請方法を追加するとともに、所要の条文整理を行う。

※1 新規の上陸許可、在留資格の変更許可等の在留資格に係る許可の結果として日本に中長期在留する者に対して交付されるものをいう。

※2 特別永住者の法的地位等を証明するものとして交付されるものをいう。

	改正前	改正後
窓口	登録証又は個人番号カードを提示し、印鑑登録証明書の交付を申請する。	登録証又は個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書を提示し、印鑑登録証明書の交付を申請する。
多機能端末機 （コンビニ交付サービス）	コンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機のカード置場に個人番号カード又は個人番号カードの電子証明書と同等のものを記録したスマートフォンを置き、当該多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請する。	コンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機のカード置場に個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書又はこれらの電子証明書と同等のものを記録したスマートフォンを置き、当該多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請する。

2 施行期日

公布の日

大田市印鑑登録及び証明に関する条例（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者が自ら同項の規定による申請をするときは、登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示して、当該申請をすることができる。</p> <p>3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、登録証又は個人番号カード及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、個人番号カードで電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されているもの又は移動端末設備（電気通信事業法</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者が自ら同項の規定による申請をするときは、登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）を提示して、当該申請をすることができる。</p> <p>3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、登録証又は個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書で電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されて</p>

<p>改正後</p>	<p>いるもの又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。）で電子署名等に係る地方公共団体の情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する電子証明書の暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体の情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項又は第59条の3第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>（印鑑登録証明書交付申請の不受理）</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。</p> <p>(1) 提示された登録証又は個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書が著しく汚損又は毀損のため識別が困難であるとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>改正前</p>	<p>（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）で電子署名等に係る地方公共団体の情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備の暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体の情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項又は第59条の3第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>（印鑑登録証明書交付申請の不受理）</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。</p> <p>(1) 提示された登録証又は個人番号カードが著しく汚損又は毀損のため識別が困難であるとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

大村市後期高齢者医療に関する条例（新旧対照表）

<p>改正後</p> <p>(市において行う事務) 第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p>	<p>改正前</p> <p>(市において行う事務) 第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) 略 (8) 広域連合条例附則第3条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 (9) 略</p>
---	---

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正概要（第53号議案関係）

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）等の改正に伴い、以下の条例について、次のとおり改正を行うものである。

※改正する条例

- ①大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条関係）
- ②大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（第2条関係）
- ③大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第3条関係）

2 改正の内容

(1) 満3歳以上限定小規模保育事業に係る基準の追加（第1条及び第2条の条例関係）

児童福祉法の改正により、従来の0歳から2歳までの児童を対象とする小規模保育事業に加え、3歳から5歳までの児童を対象とする小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）が創設されたことに伴い、当該事業に係る基準を追加する。

(2) 理学療法士等の配置に関する特例基準の追加（第1条の条例関係）

理学療法士等（※）で子育てに関する知識及び経験を有するものを小規模保育事業所（小規模保育事業所C型を除く。）及び事業所内保育事業所において配置すべき保育士の数として事業所ごとに1名まで算定することができることとする特例基準を追加する。

※ 理学療法士のほか、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、障害児の療育に関する知識及び経験を有する者で障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものをいう。

(3) 保育士の配置基準に係る経過措置の改正（第3条の条例関係）

満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の配置基準に係る経過措置の期間を以下のとおり改正する。

改正前	改正後
当分の間	令和10年3月31日

3 施行期日

- (1) 公布の日の翌日（2の(1)の改正）
- (2) 公布の日（2の(2)及び(3)の改正）

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のもの）について保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該満3歳以上のものをいう。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力をを行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をい</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のもの）について保育を行う場合にあつては、満3歳に満たない者及び当該3歳以上の児童をいう。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならぬ。ただ</p>

<p>改正後</p>	<p>う。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)) (以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児)にあつては、第42条に規定するその他の乳幼児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 前項(第2号に該当する場合に限る。))の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。))又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適切と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携又は事業所として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(家庭的保育事業所等内部の規程)</p> <p>第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)</p>
<p>改正前</p>	<p>し、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児)にあつては、第42条に規定するその他の乳幼児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 前項(第2号に該当する場合に限る。))の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。))であつて、市長が適切と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(家庭的保育事業所等内部の規程)</p> <p>第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</p>

<p>改正後</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人</p> <p>(4) 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(以下「障害児の療育の指導に関する知識及び経験を有する者」という。))又は障害児の療育の指導に関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。))を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が</p>	<p>改正前</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人</p> <p>(4) 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
---	---

改正後	改正前
<p>保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>(職員) 第31条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>(準用) 第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭</p>	<p>(職員) 第31条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(準用) 第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭</p>

改正前	改正後
<p>的保育事業者」という。))とあるのは「小規模保育事業B型を行いう者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。))と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>的保育事業者」という。))とあるのは「小規模保育事業B型を行いう者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。))と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。</p> <p>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができ</p>

改正後	改正前
<p>きる体制を確保しなければならぬ。</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 略</p> <p>2 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等がいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>(準用) 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備</p>	<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(準用) 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備</p>

<p>改正後</p>	<p>(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p>第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第4項若しくは第4項又は前2条の規定により保育</p>
<p>改正前</p>	<p>(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業者等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p>第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>士とみなされる者を除く。)を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</p>	<p>く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。</p>

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節・第2節 略</p> <p>第3節 特定地域型保育給付費に関する基準（第51条～第52条）</p> <p>第4章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。</p> <p>(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。</p> <p>(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</p> <p>(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。</p> <p>(12)～(21) 略</p> <p>(22) 特定地域型保育事業 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節・第2節 略</p> <p>第3節 特定地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第4章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(12)～(21) 略</p> <p>(22) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p>

改正後	<p>(23)～(28) 略</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設の利用の同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設定者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定教育・保育施設の利用の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする） 4・5 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・</p>
改正前	<p>(23)～(28) 略</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設定者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設の利用の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4・5 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる</p>

改正後	<p>保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領) 第13条 略 2・3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次の(イ)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 教育認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもを</p>
改正前	<p>小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領) 第13条 略 2・3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもを</p>

改正後	改正前
<p>いう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(イ)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(ア)に該当するものを除く。)</p> <p>(イ) 教育認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者)</p> <p>(イ) 満3歳以上保育認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者)</p> <p>ウ 略 (4)・(5) 略 5・6 略</p> <p>(特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども9条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給</p>	<p>いう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(イ)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(ア)に該当するものを除く。)</p> <p>(イ) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者)</p> <p>ウ 略 (4)・(5) 略 5・6 略</p> <p>(特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給</p>

改正後	<p>付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「教育認定子ども」とあるのは「満3歳又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同条第2号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同条イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子ども9条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p>
改正前	<p>付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同条第2号」とあるのは「同条第2号に掲げる額」とあるのは「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同条イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p>

改正後	<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。</p> <p>この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p>
改正前	<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。</p> <p>この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもとの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p>
第37条 略	<p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護す</p>

<p>改正後</p>	<p>(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</p> <p>(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</p> <p>3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係る利用定員の総数を超える程度及び家族等の状況は、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校</p>
<p>改正前</p>	<p>小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要性の高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>

改正後	<p>就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもに比べて超過する場合は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項に規定する場合には、特定地域型保育事業者は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
改正前	<p>3 前項に規定する場合には、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>

改正後	<p>(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなればならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもにも集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳未満保育及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適</p>
改正前	<p>(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなればならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもにも集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係</p>

改正後	改正前
<p>当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2～6 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定</p>	<p>る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2～6 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定</p>

改正後	<p>事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかねばならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に次掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」について、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において)と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号(幼保連携型認</p>
改正前	<p>地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかねばならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に次掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」について、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において)と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号(幼保連携型認</p>

改正後	<p>定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号及び特別地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで及び第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条第3条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前</p>
改正前	<p>育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特別地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前</p>

改正後	<p>「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前2項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前3項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業者の認可基準を遵守しなければならない。</p>
改正前	<p>子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前2項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前3項」とあるのは「前3項」とする。</p>

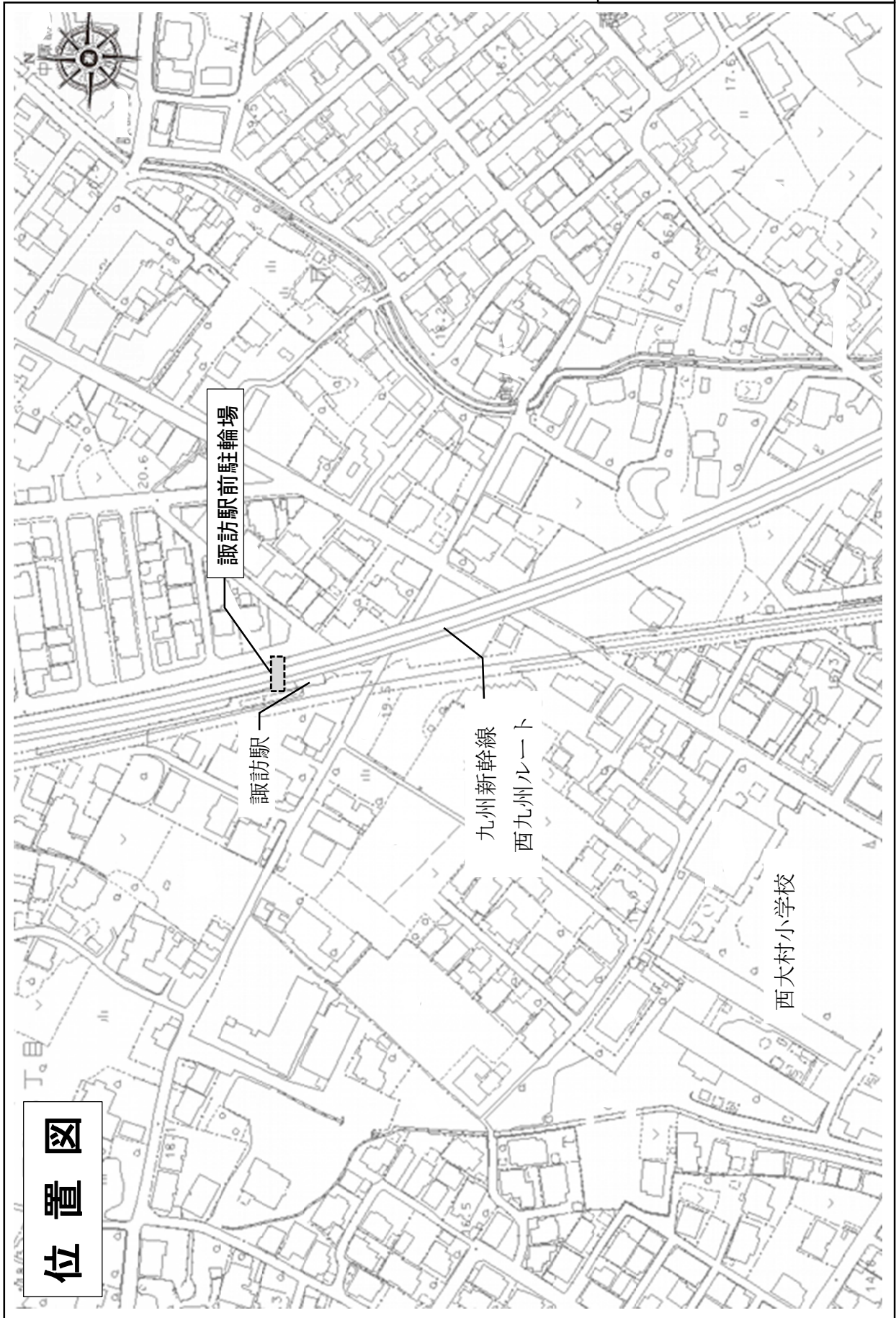
改正後	改正前
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳以上保育認定子ども総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「教育・保育給付費認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付費認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付費認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付費認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付費認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）」</p>	

<p>改正後</p> <p>に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)」に係る教育・保育給付認定保護者に限る。」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる</p>	<p>改正前</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食</p>
---	---

<p>改正後</p>	<p>費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子ども及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>附 則 （連携施設に関する経過措置）</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができず、この条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>
<p>改正前</p>	<p>事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>附 則 （連携施設に関する経過措置）</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年大村市条例第13号）（新旧対照表）
（第3条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童を提示する保育士及び保育従事者の数に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「旧条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に限る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、旧条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に限る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>

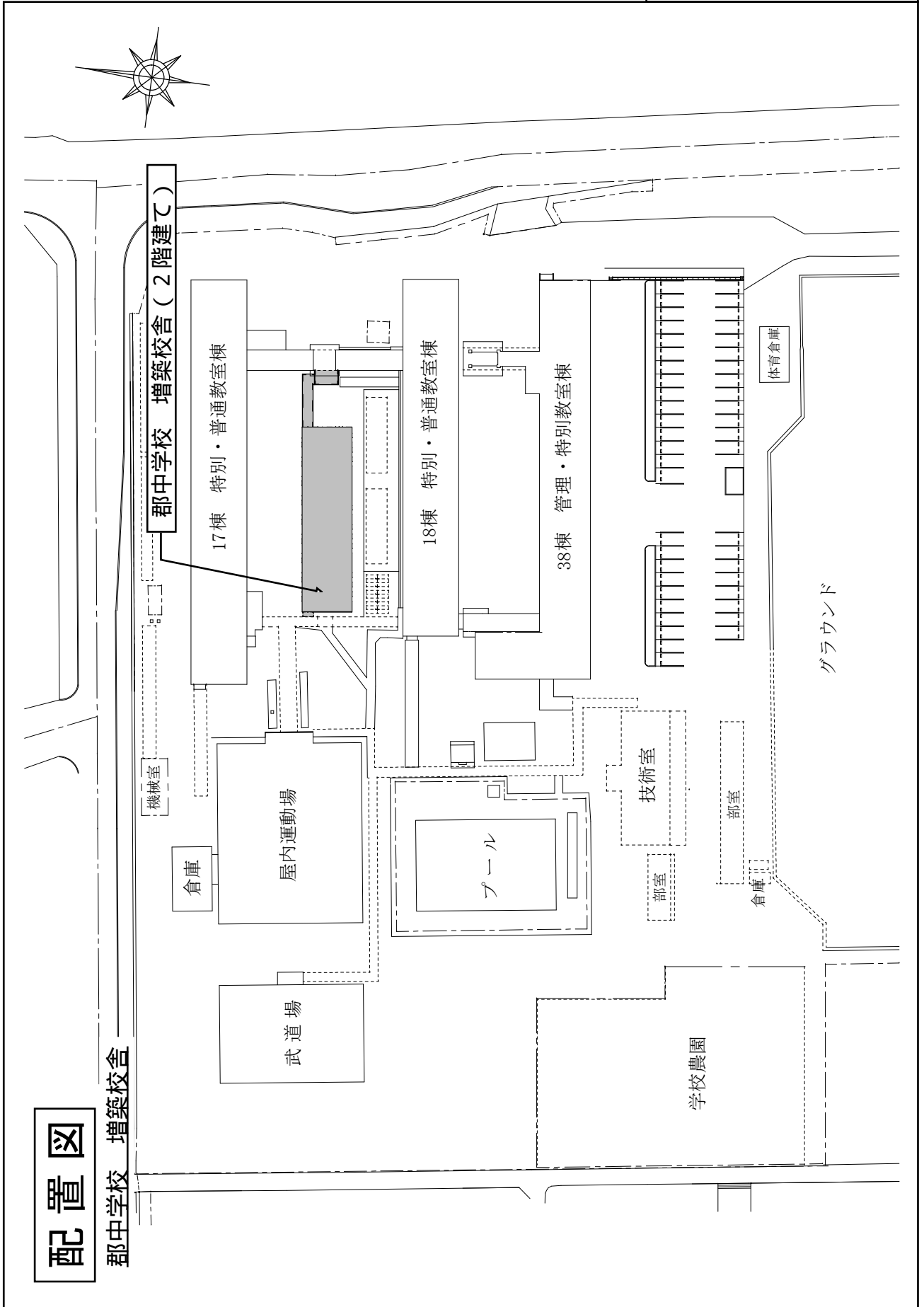


大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前														
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">別表（第12条関係）</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諏訪駅前駐輪場</td> <td>大村市諏訪2丁目234番地1</td> </tr> </table>	別表（第12条関係）		名称	位置	略		諏訪駅前駐輪場	大村市諏訪2丁目234番地1	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">別表（第12条関係）</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	別表（第12条関係）		名称	位置	略	
別表（第12条関係）															
名称	位置														
略															
諏訪駅前駐輪場	大村市諏訪2丁目234番地1														
別表（第12条関係）															
名称	位置														
略															



位置図



配置図

郡中学校 増築校舎

物品等入札状況調書

入札物件 郡中学校増築校舎賃貸借

担当課 教育総務課

入札日時・場所 令和8年5月15日（金） 午前10時30分 大村市役所第6会議室

番号	業者名		入札額		再入札額	備考
1	大和リース(株) 長崎支店	1	3,480,000			落札
2	郡リース(株) 福岡支店					辞退
3	日東工営(株) 九州支店	2	4,400,000			
4	日成ビルド工業(株) 長崎営業所					辞退

上記のとおり入札を執行しましたので
公表いたします。

令和8年5月15日

大村市長 園田 裕史

上記の金額に100分の10に相当する額を加算した金額が
法律上の申込みに係る価格である。

※ 上記の金額は月額である。

※ 契約期間 : 契約日から令和14年3月31日まで
設計・建設期間 : 契約日から令和9年3月31日まで
賃貸借期間 : 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の改正概要（第56号議案関係）

1 軽自動車税環境性能割の廃止及び軽自動車税種別割の名称の見直し

（税条例第11条の3、第12条、第63条、第63条の2、第63条の4から第68条まで、第70条から第73条まで、附則第15項の2から第16項の7までの規定関係）

軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、当該税目に係る規定を削るとともに、「軽自動車税種別割」の名称を「軽自動車税」に見直す。

2 改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置の新設

（税条例附則第10項の24及び都市計画税条例附則第5項関係）

特別特定建築物（※）（既存建築物バリアフリー改修事業による国の補助を受けたものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準について、市の条例で定める割合に相当する額を減額する措置（地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例））が講じられたことに伴い、参酌基準（3分の1）のとおりその割合を規定する。

※ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等の円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、特別支援学校、保健所、老人ホーム、福祉ホーム等）をいう。

3 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長

（税条例附則第14項関係）

肉用牛の売却による事業所得に係る個人市民税の課税の特例の適用期限を以下のとおり延長する。

改正前	改正後
昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人市民税	昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人市民税

4 その他の改正

所要の条文整理を行う。

5 施行期日

令和8年4月1日

大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第32条の4、第32条の4の2若しくは第32条の4の5（第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の5の4第1項（第32条の5の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の6第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）第35条の6、第47条、第66条第2項、第80条第1項若しくは第2項、第92条、第126条第1項又は第132条第3項にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に同じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第32条の4、第32条の4の2若しくは第32条の4の5（第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の5の4第1項（第32条の5の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の6第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）第35条の6、第47条、第63条の7第1項、第66条第2項、第80条第1項若しくは第2項、第84条第2項、第92条、第126条第1項又は第132条第3項にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に同じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p>
<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第32条の4、第32条の4の2若しくは第32条の4の5（第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の5の4第1項（第32条の5の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の6第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）第35条の6、第47条、第66条第2項、第80条第1項若しくは第2項、第92条、第126条第1項又は第132条第3項にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に同じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第32条の4、第32条の4の2若しくは第32条の4の5（第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の5の4第1項（第32条の5の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第32条の6第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）第35条の6、第47条、第63条の7第1項、第66条第2項、第80条第1項若しくは第2項、第84条第2項、第92条、第126条第1項又は第132条第3項にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に同じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p>

改正後	改正前
<p>(2) 第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書に係る税額を掲げる税額(第4号に掲げる納期限の翌日から1月を経過する日までの期間)</p> <p>(3) 第80条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出した日までの期間又はその翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(所得割の課税標準) 第26条 略 2 略</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第26条の8において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る総所得金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等) 第63条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</p> <p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限り</p>	<p>(2) 第63条の7第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)(当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間)</p> <p>(3) 第63条の7第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限後に提出した日までの期間又はその翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(所得割の課税標準) 第26条 略 2 略</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第26条の8において「特定配当等」という。)(以下この項に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等) 第63条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</p> <p>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</p>

<p>改正後</p> <p>でない。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第63条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>改正前</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第63条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>(環境性能割の課税標準)</p> <p>第63条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取</p>
--	---

改正後	
改正前	<p>得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</p> <p>(環境性能割の税率) 第63条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の1 (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の2 (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの100分の3</p> <p>(環境性能割の徴収の方法) 第63条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</p> <p>(環境性能割の申告納付) 第63条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(環境性能割に係る不申告等に関する過料) 第63条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告</p>

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の課税免除) 第64条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>(軽自動車税の税率) 第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期) 第66条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。 2 軽自動車税の納期は、5月15日から同月31日までとする。</p> <p>(軽自動車税の徴収の方法) 第67条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。</p>	<p>し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>(環境性能割の減免) 第63条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第72条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>(種別割の課税免除) 第64条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。</p> <p>(種別割の税率) 第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略</p> <p>(種別割の賦課期日及び納期) 第66条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。 2 種別割の納期は、5月15日から同月31日までとする。</p> <p>(種別割の徴収の方法) 第67条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。</p>

改正後	<p>2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）第2条に規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る軽自動車税の徴収方法については、普通徴収又は証紙徴収の方法による。</p> <p>3 前項の規定により軽自動車税を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税義務者に交付すべき納税通知書は、その納期限前10日までに納税義務者に交付するものとする。</p> <p>4 第2項の規定により軽自動車税を証紙徴収の方法により納付しようとする納税義務者は、市が発行する証紙をもって当該軽自動車税を払い込まなければならない。この場合において、軽自動車税を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金を納付した後納税済の検印を受けることにより、証紙に代えり、証紙に代えることができる。</p> <p>(軽自動車税の税率の特例) 第67条の2 前条第2項の規定により徴収する軽自動車税の税率は、第65条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略</p> <p>(納付手続) 第67条の3 第67条第2項の規定による軽自動車税の納税義務者は、第66条第2項に規定する納期中に、前条に規定する軽自動車税を本市の発行する証紙により納付しなければならない。</p> <p>2 軽自動車税の納税義務は、前項の規定による証紙に納税済の検印の押印を受けたときに完了するものとする。</p>
改正前	<p>2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）第2条に規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る種別割の徴収方法については、普通徴収又は証紙徴収の方法による。</p> <p>3 前項の規定により種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税義務者に交付すべき納税通知書は、その納期限前10日までに納税義務者に交付するものとする。</p> <p>4 第2項の規定により種別割を証紙徴収の方法により納付しようとする納税義務者は、市が発行する証紙をもって当該種別割を払い込まなければならない。この場合において、種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金を納付した後納税済の検印を受けることにより、証紙に代えることができる。</p> <p>(種別割の税率の特例) 第67条の2 前条第2項の規定により徴収する種別割の税率は、第65条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略</p> <p>(納付手続) 第67条の3 第67条第2項の規定による種別割の納税義務者は、第66条第2項に規定する納期中に、前条に規定する種別割を本市の発行する証紙により納付しなければならない。</p> <p>2 種別割の納税義務は、前項の規定による証紙に納税済の検印の押印を受けたときに完了するものとする。</p>

<p>改正後</p> <p>(証紙の携帯)</p> <p>第67条の4 軽自動車税を納付した者は、当該軽自動車等を使用する場合には、常に証紙を携帯し、徴税吏員の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第68条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車<small>の所有者又は使用者</small>にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合には、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>4 略</p>	<p>改正前</p> <p>(証紙の携帯)</p> <p>第67条の4 種別割を納付した者は、当該軽自動車等を使用する場合には、常に証紙を携帯し、徴税吏員の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(種別割に関する申告又は報告)</p> <p>第68条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車<small>の所有者又は使用者</small>にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合には、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>4 略</p>
---	---

<p>改正後</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料) 第70条 略</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第71条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって、軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第72条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に</p>	<p>改正前</p> <p>(種別割に係る不申告等に関する過料) 第70条 略</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第71条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって、種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第72条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に</p>
--	--

改正後	改正前
<p>定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者のうち、同号の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る軽自動車税の減免を受けていた者が、減免を必要とする理由等について変更がない旨を納期限前7日までに市長に届け出たときは、前項の申請があつたものとみなす。</p> <p>5 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>6 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</p>	<p>より交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者のうち、同号の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けていた者が、減免を必要とする理由等について変更がない旨を納期限前7日までに市長に届け出たときは、前項の申請があつたものとみなす。</p> <p>5 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>6 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第73条 略</p> <p>2 法第445条若しくは第63条第2項ただし書又は第63条の3の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、規則で定める申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第63条第2項ただし書又は第63条の3の規定による軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、使用者についても、同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に存在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 略</p> <p>附 則 1～10 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 10の2 略 10の3 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</p>	<p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第73条 略</p> <p>2 法第445条若しくは第63条第3項ただし書又は第63条の3の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、規則で定める申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第63条第3項ただし書又は第63条の3の規定による種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、使用者についても、同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に存在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 略</p> <p>附 則 1～10 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 10の2 略 10の3 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>

改正後	改正前
<p>10の4 法附則第15条第20項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の5 法附則第15条第21項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の6 法附則第15条第21項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の7 法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10の8 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の9 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10の13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10の14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。</p> <p>10の15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>10の4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10の8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。</p> <p>10の15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>

改正後	改正前
<p>10の16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>10の16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10の17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>10の18 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の19 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の20 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の21 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の22 略</p> <p>10の23 略</p> <p>10の24 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)</p> <p>10の25 略</p> <p>10の26 略</p>	<p>10の18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の21 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の25 略</p> <p>10の26 略</p> <p>(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)</p> <p>10の27 略</p> <p>10の28 略</p>

改正後	改正前
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>10の27 略</p> <p>10の28 略</p> <p>10の29 略</p> <p>10の30 略</p> <p>10の31 略</p> <p>10の32 略</p> <p>10の33 略</p> <p>10の34 略</p> <p>10の35 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>10の34 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>10の35 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第4項に掲げる者に該当する者の住所、氏</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>10の29 略</p> <p>10の30 略</p> <p>10の31 略</p> <p>10の32 略</p> <p>10の33 略</p> <p>10の34 略</p> <p>10の35 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>10の36 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>10の37 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第3項に掲げる者に該当する者の住所、氏</p>

改正後	改正前
<p>名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>10の36 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10の37 略</p> <p>10の38 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10の39 略</p> <p>10の40 略</p>	<p>名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>10の38 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10の39 略</p> <p>10の40 略</p> <p>防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10の41 略</p> <p>10の42 略</p>

改正後	改正前
<p>10の41 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>10の42 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>11～13の6 略</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>	<p>10の43 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>10の44 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する法律（平成24年法律第49号）第2音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>11～13の6 略</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>

改正後	改正前
<p>13の7から13の9まで 削除</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>13の10 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項)に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の</p>	<p>13の7 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項)に規定する居住年(附則第13項の10において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(附則第13項の9において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>13の8 前項の規定の適用がある場合における第26条の7及び第26条の8第1項の規定の適用については、第26条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第13項の7」と、第26条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第13項の7」とする。</p> <p>13の9 附則第13項の7の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。</p> <p>13の10 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、附則第</p>

改正後	改正前
<p>4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>13の11～13の27 略</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>14 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において、市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>14の2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第26条の3まで、第26条の5から第26条の7まで、附則第13項の10及び附則第13項の12の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>14の3・15 略</p>	<p>13項の7の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>13の11～13の27 略</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>14 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において、市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>14の2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第26条の3まで、第26条の5から第26条の7まで、附則第13項の7、附則第13項の10及び附則第13項の12の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>14の3・15 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p>15の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦</p>

改正後	
改正前	<p>課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>15の3 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車（法第44条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第45条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>15の4 県知事は、当分の間、附則第15項の2の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15項の7の規定により読み替えられた第63条の7第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者となり、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>15の5 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の3の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>15の6 市長は、当分の間、第63条の9の規定にかかわらず、</p>

改正後	改正前									
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び附則第16項の3)において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる</p>	<p>県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>15の7 第63条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>15の8 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>15の9 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="938 129 1054 1048"> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>15の10 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同条中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から附則第16項の4までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								

改正後	改正前
<p>同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>16の4 削除</p>	<p>規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>16の4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p>
<p>同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>16の4 削除</p>	<p>規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>16の4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>16の5 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>16の6 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第66条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第68条及び第70条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>16の7 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>17・18 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>19～20 略</p> <p>21 附則第19項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5</p>	<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>16の5 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>16の6 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第66条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第68条及び第70条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>16の7 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>17・18 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>19～20 略</p> <p>21 附則第19項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10の規定の適用について</p>

改正後	改正前
<p>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7、第26条の8第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>21の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）の譲渡（同条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける附則第19項に規定する譲渡所得（附則第21項の5及び第21項の6の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、附則第19項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>21の3 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡</p>	<p>ては、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>21の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）の譲渡（同条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける附則第19項に規定する譲渡所得（附則第21項の5及び第21項の6の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、附則第19項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>21の3 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡</p>

改正後	改正前
<p>(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける附則第19項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>21の3の2～21の6 略 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>22～24の2 略</p> <p>24の3 附則第22項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第26条の7及び附則第22項の規定による市民税の課税の特例」とあるのは「所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>25から27まで 削除 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>28・29 略</p> <p>30 附則第28項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける附則第19項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>21の3の2～21の6 略 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>22～24の2 略</p> <p>24の3 附則第22項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第13項の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第26条の7及び附則第22項の規定による市民税の課税の特例」とあるのは「所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>25から27まで 削除 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>28・29 略</p> <p>30 附則第28項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p>

改正後	改正前
<p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額」及び附則第28項の規定による市民税の所得割の額と、第26条の7、第26条の8第1項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」及び附則第28項の規定による市民税の所得割の額と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」及び附則第28項の規定による市民税の所得割の額と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」及び附則第28項の規定による市民税の所得割の額とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>31・32 略</p> <p>33 附則第31項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」とあり、第26条の7、第26条の8第1項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」及び附則第31項の規定による市民税の所得割の額と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」及び附則第31項の規定による市民税の所得割の額とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>33の2～34の2 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>35・35の2及び35の3 略</p>	<p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」及び附則第28項の規定による市民税の所得割の額と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」及び附則第28項の規定による市民税の所得割の額と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」及び附則第28項の規定による市民税の所得割の額とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>31・32 略</p> <p>33 附則第31項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」及び附則第31項の規定による市民税の所得割の額と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」及び附則第31項の規定による市民税の所得割の額と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」及び附則第31項の規定による市民税の所得割の額とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>33の2～34の2 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>35・35の2及び35の3 略</p>

改正後	改正前
<p>35の4 附則第35項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項前段、第26条の8第1項及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>35の5～36の9から36の11まで 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>36の12 略</p> <p>36の13 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の12の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の12の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の12の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>35の4 附則第35項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>35の5～36の9から36の11まで 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>36の12 略</p> <p>36の13 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の12の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の12の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の12の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(3)～(5) 略</p> <p>36の14から36の17まで 削除 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>36の18 略</p> <p>36の19 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「第26条の18の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の18の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の18の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>36の20・36の21 略</p> <p>36の22 附則第36項の20後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「第26条の20後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附</p>	<p>(3)～(5) 略</p> <p>36の14から36の17まで 削除 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>36の18 略</p> <p>36の19 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第13項の7及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の18の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第13項の7及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の18の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>36の20・36の21 略</p> <p>36の22 附則第36項の20後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第13項の7及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の20後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第13項の7及び附則第13項の10中</p>

改正後	改正前
<p>則第36条の20後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の20後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略 (条約適用利子等及び条約適用配当に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>36の23 略 36の24 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項及び附則第13条の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の23の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の23の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略 36の25・36の26 略 36の27 附則第36条の25後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項及び附則第13条の10の規定の適用については、第26条の5</p>	<p>「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の20後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の20後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略 (条約適用利子等及び条約適用配当に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>36の23 略 36の24 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第13条の7及び附則第13条の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の23の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第13条の7及び附則第13条の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の23の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の23の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略 36の25・36の26 略 36の27 附則第36条の25後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第13条の7及び附則第13条の10の規定の適用に</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の25後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7、第26条の8第1項及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の25後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略 36の28～43 略</p>	<p>ついては、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の25後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第13項の7及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36項の25後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の25後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略 36の28～43 略</p>

大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第31項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>6 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(改修美術芸術施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>5 法附則第15条の11第1項の改修美術芸術施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する美術芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正後	改正前
<p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(宅地等)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額</p>	<p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(宅地等)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額</p>

改正後	改正前
<p>額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>1 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>1 2 略</p> <p>（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>1 3 略</p> <p>（土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）</p> <p>1 4 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項、第11項及び前項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>（読替規定）</p> <p>1 5 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第</p>	<p>とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>1 0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>1 1 略</p> <p>（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>1 2 略</p> <p>（土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）</p> <p>1 3 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項、第10項及び前項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>（読替規定）</p> <p>1 4 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第</p>

<p>改正後</p> <p>32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>改正前</p> <p>33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
--	--

大村市国民健康保険条例の改正概要（第57号議案関係）

1 子ども・子育て支援納付金課税額に係る規定の新設

（第11条、第13条の6、第13条の7及び第25条関係）

(1) 税率及び課税額

	【新設】	(参考) 令和8年度 標準保険料率
税率	0.32%	0.32%
被保険者均等割額	1,110円	1,104円
18歳以上被保険者均等割額	80円	75円
世帯別平等割額 (特定世帯 ^{※1})	740円 (370円)	740円 —
(特定継続世帯 ^{※2})	(555円)	—

※1 国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行し、同じ世帯内において国民健康保険の被保険者が1人になった世帯をいう。軽減対象期間は5年

※2 特定世帯の軽減対象期間を経過した後においても、同様の世帯状況にある世帯をいう。軽減対象期間は3年

(2) 課税額の軽減措置

世帯内に18歳未満被保険者がある場合においては、課税額から当該18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を軽減する。

また、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額と同様に、以下の区分につき軽減措置を講じる。

ア 低所得者に係る軽減措置（7割軽減・5割軽減・2割軽減）

イ 未就学児に係る軽減措置

ウ 出産被保険者に係る軽減措置

2 国民健康保険税の課税限度額の引上げ等

（第11条及び第25条関係）

	【改正前】	→	【改正後】
基礎課税額	66万円		67万円
後期高齢者支援金等課税額	26万円		26万円
介護納付金課税額	17万円		17万円
子ども・子育て支援納付金課税額	—		3万円
課税限度額	109万円		113万円

3 低所得世帯に係る国民健康保険税の軽減基準額の引上げ

(第25条関係)

軽減割合	【改正前】	→	【改正後】
7割	基礎控除額 43万円 ^{※1}		基礎控除額 43万円 ^{※1}
5割	基礎控除額 43万円 ^{※1} + 30.5万円 × (被保険者数 ^{※2})		基礎控除額 43万円 ^{※1} + 31万円 × (被保険者数 ^{※2})
2割	基礎控除額 43万円 ^{※1} + 5.6万円 × (被保険者数 ^{※2})		基礎控除額 43万円 ^{※1} + 5.7万円 × (被保険者数 ^{※2})

※1 世帯に給与所得者及び年金所得者が2人以上いる場合は、「基礎控除額43万円」に「10万円 × (給与所得者及び年金所得者の数 - 1)」を加算

※2 特定同一世帯所属者(同じ世帯内において75歳に到達したこと等により国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行した者をいう。)がいる場合は、その数を「被保険者数」に加算

4 施行期日

令和8年4月1日

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第11条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）、「介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が670,000円を超える場合においては、基礎課税額は、670,000円とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第11条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が660,000円を超える場合においては、基礎課税額は、660,000円とする。</p>

改正後	改正前
<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第12条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第1号の税率を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額） 第13条の6 第11条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得</p>	<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。</p> <p>4 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第12条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第1号の税率を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>金額等に次条第1号の税率を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の税率等)</p> <p>第13条の7 前条の税率並びに第11条第5項の被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率 100分の0.32</p> <p>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人につき1,110円</p> <p>(3) 18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人につき80円</p> <p>(4) 世帯別平等割額 1世帯について740円。ただし、特定世帯については370円とし、特定継続世帯については555円とする。</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が670,000円を超える場合には、670,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世</p>	<p>(保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世</p>

改正後	改正前
<p>帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ 略</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,0</p>	<p>帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,0</p>

改正後	改正前
<p>000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき310,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)については、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき570,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この項において「未就</p>	<p>000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)については、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略</p> <p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)</p>

改正後	改正前												
<p>学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に属する額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <table border="1" data-bbox="710 1137 869 1993"> <tr> <td>ア</td> <td>前項第1号キに規定する金額を減額した世帯</td> <td>167円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>前項第2号キに規定する金額を減額した世帯</td> <td>278円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>前項第3号キに規定する金額を減額した世帯</td> <td>444円</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</td> <td>555円</td> </tr> </table> <p>3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合)にあっては、出産の日。第26条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前</p>	ア	前項第1号キに規定する金額を減額した世帯	167円	イ	前項第2号キに規定する金額を減額した世帯	278円	ウ	前項第3号キに規定する金額を減額した世帯	444円	エ	アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	555円	<p>がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合)にあっては、出産の日。第26条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前</p>
ア	前項第1号キに規定する金額を減額した世帯	167円											
イ	前項第2号キに規定する金額を減額した世帯	278円											
ウ	前項第3号キに規定する金額を減額した世帯	444円											
エ	アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	555円											

改正後	改正前
<p>月（多胎妊娠の場合にあつては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第13条の6の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の7の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の7の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>4 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に</p>	<p>月（多胎妊娠の場合にあつては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) 略</p>

改正後	改正前
<p>限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4、第13条の6及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4、第13条の6及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第34条第3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第</p>	<p>限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第34条第3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第</p>

改正後	改正前
<p>35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第1項の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「若しくは山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>9 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4、第13条の6及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株</p>	<p>1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>9 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株</p>

改正後	改正前
<p>式等に係る譲渡所得等を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4、第13条の6及び第25条の規定の適用については、第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>12及び13 削除 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例）</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4、第13条の6及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例）</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、</p>	<p>式等に係る譲渡所得等を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>12及び13 削除 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例）</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例）</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、</p>

改正後	改正前
<p>譲渡所得又は雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4、第13条の6及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第3項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>16 削除 (特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4、第13条の6、第24条の2及び第25条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第25条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得</p>	<p>譲渡所得又は雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>16 削除 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4、第24条の2及び第25条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第25条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用</p>

改正後	改正前
<p>金額並びに特例適用利子等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4、第13条の6、第24条の2及び第25条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第25条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額()とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第</p>	<p>利子等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4、第24条の2及び第25条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第25条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額()とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>るのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」とする。</p> <p>21～27 略</p>	<p>所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」とする。</p> <p>21～27 略</p>

工事請負契約の変更について（報告第6号関係）

- 1 工 事 名 旭が丘小学校屋内運動場長寿命化改良建築工事
- 2 契約の相手方 平山・野中特定建設工事共同企業体
 代表者 大村市東三城町8番地4
 株式会社平山組
 代表取締役 中村 人久
- 3 主な変更理由 (1) 児童への安全を考慮し、屋内運動場に隣接するフェンスの取換工事を追加したため。
 (2) 床下通気口等の建具の仕様を変更したため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和7年7月2日議決)	365,695,000円	—	令和7年7月7日から 令和8年5月13日まで
今回変更契約	<u>371,633,900円</u>	<u>5,938,900円</u>	同上